

# 審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法施行規則第1条 (許可証再交付申請書の提出)、第12条 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先 : 岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 (058-271-2424) 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考 :